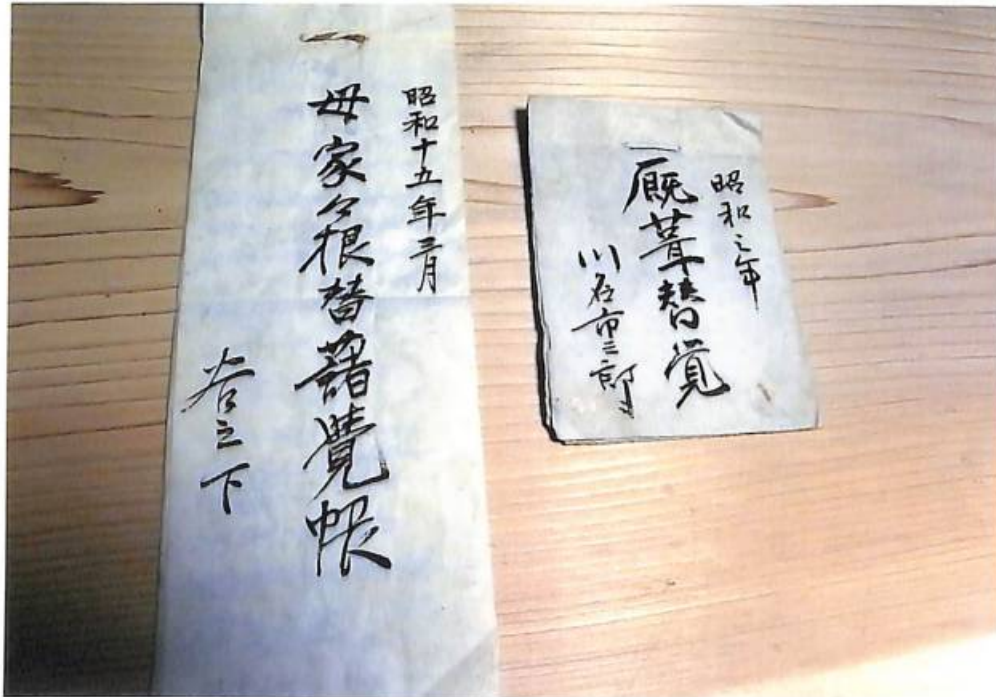


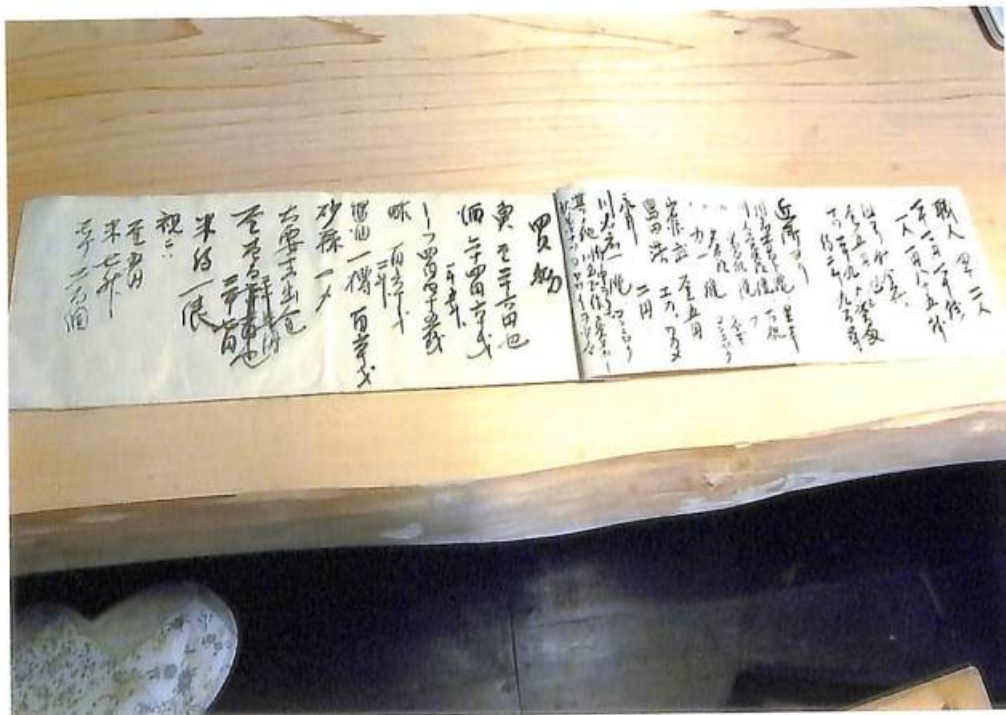
南房総市

旧川名家文書



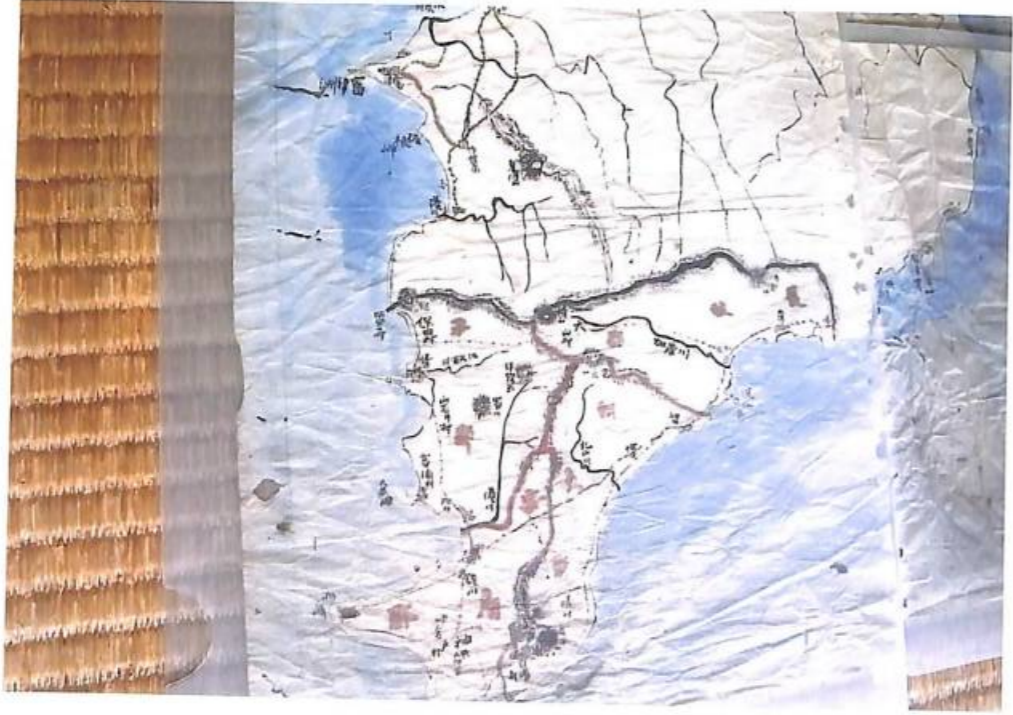
調査記録書

平成 28 年 11 月



市原の古文書研究会
八幡史学館名所 100 選チーム

岩井尋常小學校訓導
川名市三郎
吉尾尋常小學校在職中職務勉勵
付為慰勞金七円給與
明治四十一年四月廿二日
安房郡役所



永代傳記
 一、山崎山崎...
 二、山崎山崎...
 三、山崎山崎...
 四、山崎山崎...
 五、山崎山崎...
 六、山崎山崎...
 七、山崎山崎...
 八、山崎山崎...
 九、山崎山崎...
 十、山崎山崎...

永代傳記
 一、山崎山崎...
 二、山崎山崎...
 三、山崎山崎...
 四、山崎山崎...
 五、山崎山崎...
 六、山崎山崎...
 七、山崎山崎...
 八、山崎山崎...
 九、山崎山崎...
 十、山崎山崎...

永代傳記
 一、山崎山崎...
 二、山崎山崎...
 三、山崎山崎...
 四、山崎山崎...
 五、山崎山崎...
 六、山崎山崎...
 七、山崎山崎...
 八、山崎山崎...
 九、山崎山崎...
 十、山崎山崎...

永代傳記
 一、山崎山崎...
 二、山崎山崎...
 三、山崎山崎...
 四、山崎山崎...
 五、山崎山崎...
 六、山崎山崎...
 七、山崎山崎...
 八、山崎山崎...
 九、山崎山崎...
 十、山崎山崎...

元文3年(1738) 川名家文書(写真)
地替え証文

相渡し申す地替え証文のこと

一に「ごり沢にて下田一畝十八歩、同所にて下田十歩
のところ、右替え口して」にて田五つ相
渡し申し候、この田地において子々孫々に至るまで
相互に出入りござなく候、よつて後証のため
永々証文くだんのごとし。

地主 作太郎(印)
証人 久郎右衛門(印)
組頭 新五兵衛(印)
名主 七郎右衛門(印)
伊左衛門殿

天保12年(1841) ほか川名家文書(写真)
永代譲渡関係証文

①永代証文のこと

一中畑二畝歩 にごり沢
□□一斗五(六?)升
一金九兩二分なり 譲り礼金
右の畑このたび永々譲渡申すところ真正なり。
礼金として前処の通りたしかに受領致し候、しかる上は
以後そこもと所持高に入れ、永代所持成られべく候、もつとも

右地面の儀につき後々に至り違乱の筋これなく
後日のため証文よつてくだんのごとし。

天保十二年 譲り主 伝四郎(印)
丑二月 請け人 □右衛門(印)
組頭 磯右衛門(印)
同 浅右衛門(印)
同 五郎右衛門(印)
名主 柴蔵(印)

「判読不能」殿

②永々譲渡申す山証文のこと

一に「ごり沢にて山一か所
一峰山道の下にて山一か所
右にごり沢にてこのたび貴殿方へ譲渡申すところ
真正にござ候、よつては向後そこもと持山(に)入れ所持
成られべく候。かつ峰山の代地にごり沢山
□□にて、向後そこもと方にて所持成られべく候、
しかる上は右山につき、以後違乱の筋少しも
ござなく候、後日のため証文よつてくだんのごとし。
文久二年 山譲渡人 久左衛門(印)
戊三月日 請け人 市兵衛(印)
伝四郎(印)
市兵衛殿

③永々譲渡申す田地手形のこと
一字□田にて新田二十□歩所
代金二十文

右は永々譲渡申すところ真正なり
しかる上は御年貢、諸掛り

明治41年(1908) 川名家文書(写真)
安房郡役所教員辞令

岩井尋常高等小学校訓導
川名重三郎
吉尾尋常高等小学校在職中職務勉勵
につき慰勞金として金七円給与
明治四十一年四月二十二日
安房郡役所

明治中期か川名家文書(写真)
彩色千葉県全圖

- ①千葉県北西部 幕張村、馬加、検見川千葉町、千葉寺、
(蘇我か)町、八幡町、五井町、養老川、姉崎ほか
- ②千葉県南西部 富津、富津洲、磯根岬、佐貫、保田村、
岩井村、富浦村、館山ほか
- ③千葉県北東部
- ④千葉県北西部

昭和15年(1940) 川名家文書(写真)
母屋屋根葺き替え経費覚え

昭和十五年
母屋々根替え諸覚え帳
谷之下

昭和三年
厩葺き替え覚え
川名市三郎

昭和3年(1928) 川名家文書(写真)
うまや屋根葺き替え経費覚え

方にて相勤め成られべく候。右田地の儀につき
□違乱申す者ござなく候、後日のため
受け人加判、よつてくだんのごとし。

慶応四年

譲り人 市兵衛 (印)

辰六月

同 伝兵衛

百姓代 新兵衛 (印)

名主 新兵衛 (印)

「判読不能」

④ (資料前文写真欠落)

一新下田五「欠落」

一新下田一畝□歩

一下田 三畝歩

合わせ四畝十九歩

合わせ高四斗一升七合

右の田地このたび永代譲渡申すところ実正にござ候、これより

□金として文金十□兩たしかに受納仕り候、しかる上は右□分

分米そこもと持ち高に入れ、永々所持成られべく候、右田作につき

後日に至り少しも違論の筋ござなく候、後証のため受け人

譲り人加判一札くだんのごとし。

文化十四年

山田村田地譲り主

新五兵衛

受け人

半右衛門

与頭

次兵衛

同 善左衛門

同 卯之太郎

名主 与右衛門

(印部分切り取りあり)

□村 市右衛門殿

⑤ 永代譲渡証文のこと

当山にて新山畑二畝歩の場所礼金

二兩なり、たしかに受納仕り候、しかる上は右の

地面に付き後々の□、違論の筋一向

ござなく候、これより三給一同咄(話)合いの上

百姓代印形差し出し入念置き

申し候、よつてくだんのごとし。

弘化三年

稲葉氏

十二月日

百姓代 八兵衛 (印)

富□氏

百姓代 清兵衛 (印)

御料所

百姓代 久左衛門 (印)

市郎兵衛殿

⑥ 相渡し申す永々地替え証文のこと

一に「ごり沢 下田一畝十八歩 同所下田十歩

□右十二歩「判読不能」にて五つ相

渡し申し候、この田地において子々孫々に至るまで

相互に出入りござなく候、よつて後証のため

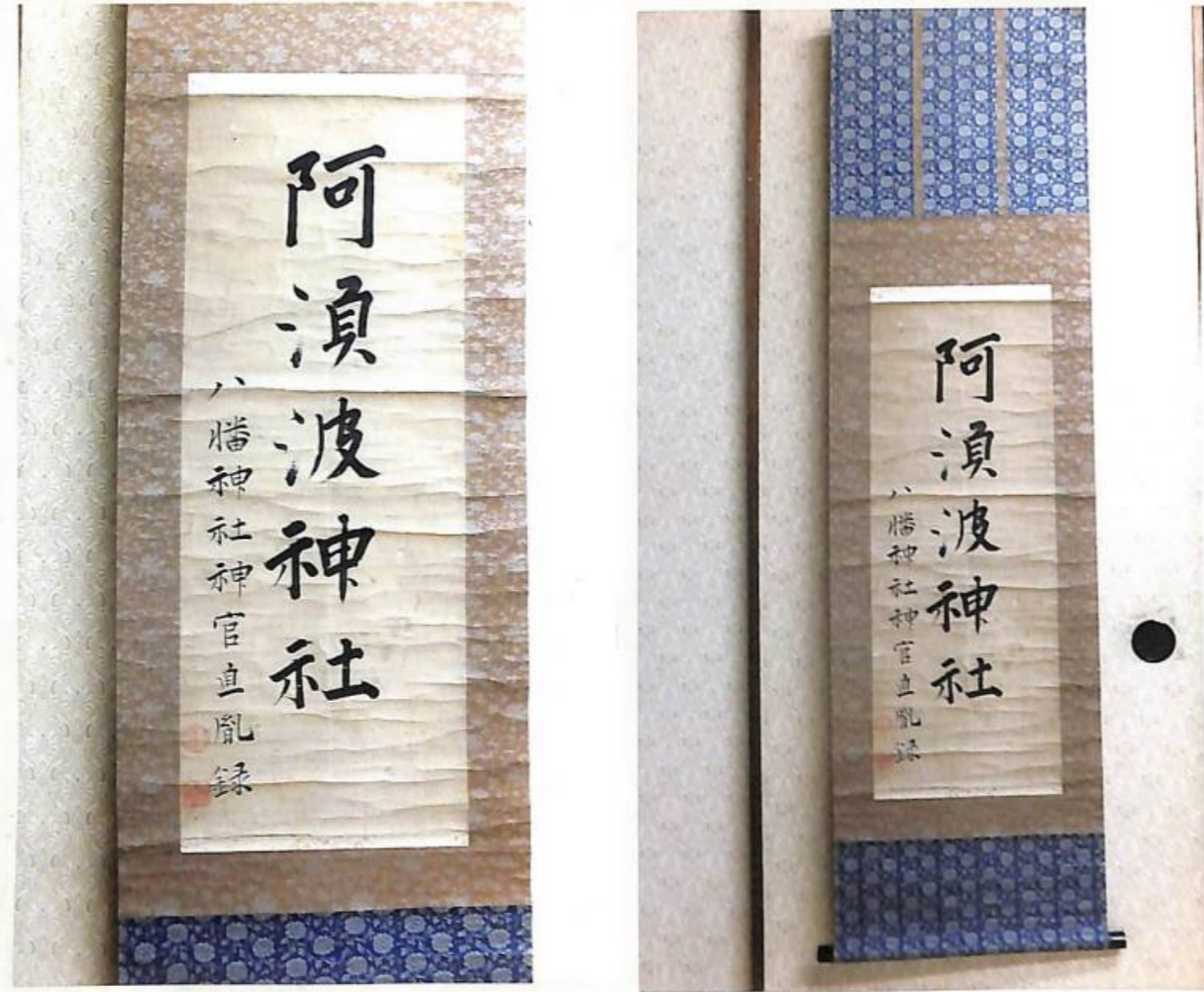
永々証文くだんのごとし。

阿波能祖神出碑

阿波能祖神社の冬神は天比理一尊なり
社とも申します。その夫天大王命は安芸の
神であらう。この三柱の神の平素天大王命は
天皇の命を授け天大王命の各天大王命の
至り安や成功の成程に寄する土地に於て
赴きました。たかひの一部分は阿波から兵隊に
に北上して菊間に着着すると天比理一尊命は
として先祖発源地の阿波の地名を以て
社を造営奉祀しました。明治初年合井五太郎一
九名により社殿の改修再建が行なわれ、今も
ひまいたかひの日に高き去られるのたき
碑を建て由来を記し、永く保たせしむること
を奉祀者一同謹んでここに記す。

明治二十二年一月二十日





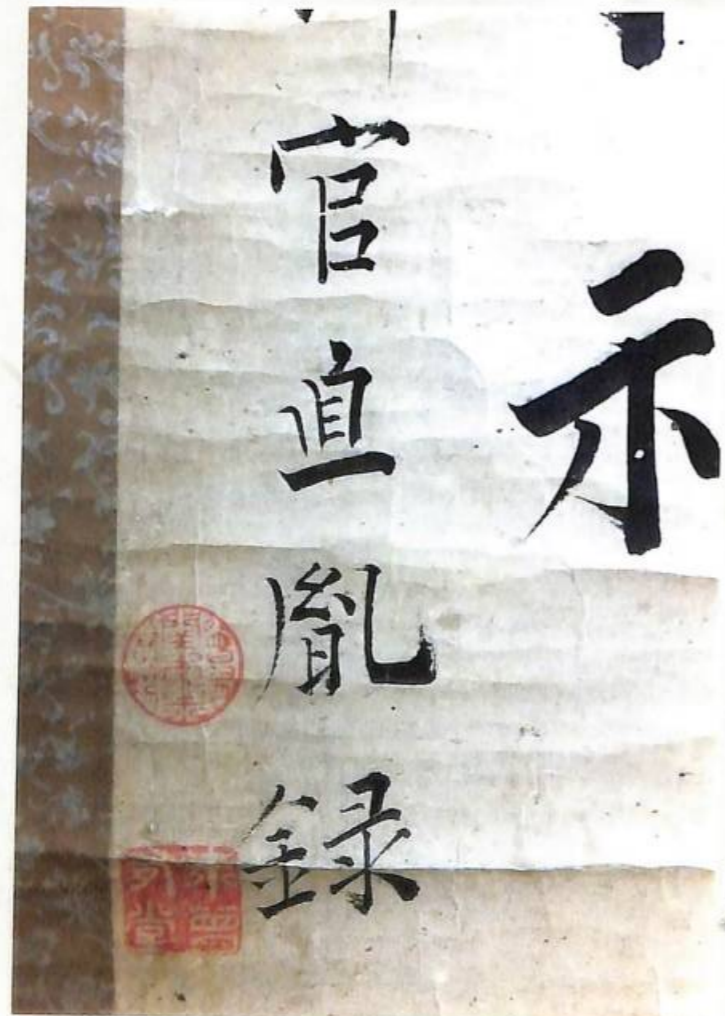
市原市 菊間

子安講 「阿須波神社」 掛け軸

調査記録書

平成 28 年 11 月

市原の古文書研究会
八幡史学館名所 100 選チーム



明治前期 菊間・徳永町会子安講資料
「阿須波神社」掛け軸

① 紙本軸装「阿須波神社」

阿須波神社

八幡神社神官直胤録

(印、印)

② 阿波能須神社(菊間2341-2) 参考

右側面 徳永町会、子安講、おひしや保存会々員
裏面 平成十七年五月吉日

③ 神額 参考

阿波能須神社

④ 碑文 参考

阿波能須神社碑

阿波能須神社の祭神は天比理刃咩命で洲崎大須神とも申します。その夫天大主命は安房神社の祭神であります。この二柱の神の子孫天日命は神武天皇の命を受け天大主命の裔部天日命の子孫を率い麻や穀物の栽培に適する土地を求めて阿波に赴きましたが、その一部は阿波から房州に渡来、さらに北上して菊間に定着すると天比理刃咩命を祭神として先祖発祥地の阿波の地名をとり阿波能須神社を造営祭祀しました。明治初年今井平太郎他十名により社殿の改修再建が行われ、今日におよびましたが、いつの日にか忘れ去られるのを憂い、石碑を建て由来を記し、永く保存されることを祈念して発起人寄付者一同謹んでこれを記します。
昭和四十六年一月二十日 これを建てる

(裏面の再建者氏名を省略、解説は現代文としました)





平造亂碑



参考 おしゃり 分り









二代目春日井梅鶯師を迎えて 八幡・芝内家にて 平成28年6月10日

町会長

小山原さん



